

平成30年度市政ネットモニター 調査結果
【住宅用火災警報器に関する調査について】

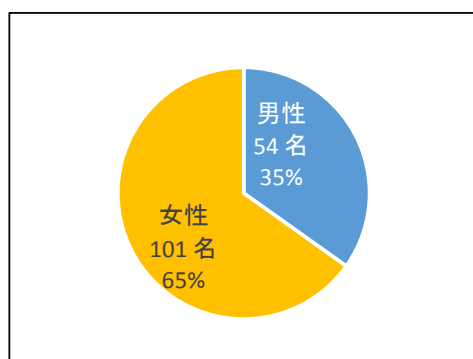
テーマ	住宅用火災警報器に関する調査について
目的	福島市の住宅用火災警報器設置率向上と、適正な維持管理に関する普及啓発広報の資料とするために実施したものです。

調査期間	平成30年12月18日(火)～平成31年1月4日(金)
モニター数	189名(男性:67名/女性:122名)
回答数	155名(男性:54名/女性:101名)
回答率	82.0%

【今回の回答モニターの基本属性】

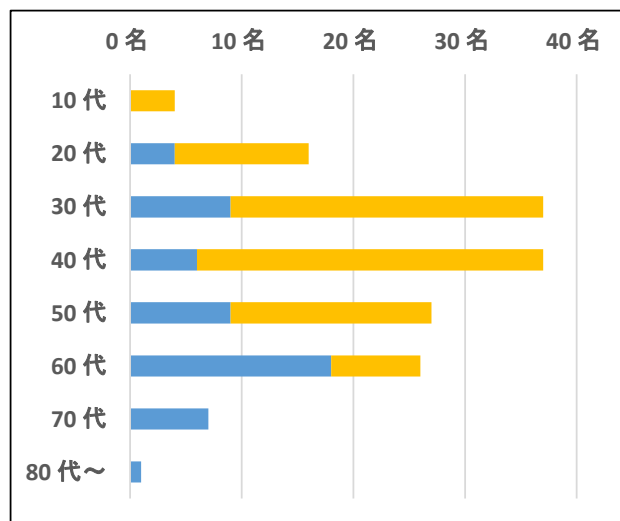
《性別》

男性	54名
女性	101名
合計	155名



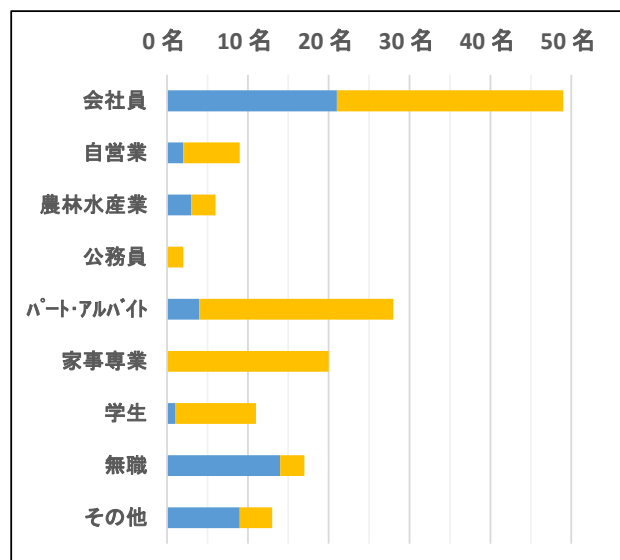
《年代別》

年代	男性	女性	合計
10代	0名	4名	4名
20代	4名	12名	16名
30代	9名	28名	37名
40代	6名	31名	37名
50代	9名	18名	27名
60代	18名	8名	26名
70代	7名	0名	7名
80代～	1名	0名	1名
合計	54名	101名	155名



《職業別》

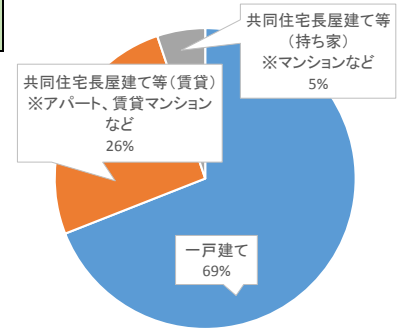
年代	男性	女性	合計
会社員	21名	28名	49名
自営業	2名	7名	9名
農林水産業	3名	3名	6名
公務員	0名	2名	2名
パート・アルバイト	4名	24名	28名
家事専業	0名	20名	20名
学生	1名	10名	11名
無職	14名	3名	17名
その他	9名	4名	13名
合計	54名	101名	155名



問1 お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。

〈回答者 155名〉

一戸建て	107名	69%
共同住宅長屋建て等(賃貸) ※アパート、賃貸マンションなど	40名	26%
共同住宅長屋建て等(持ち家) ※マンションなど	8名	5%



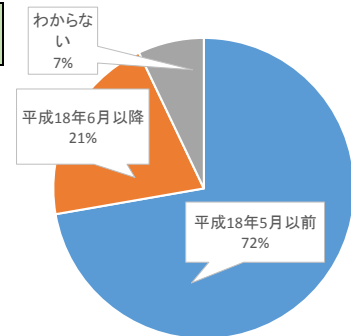
【予防課】

一戸建てにお住まいの方約7割、共同住宅にお住まいの方約3割から回答を頂きました。

問2 お住まいの住宅が建てられた時期は、次のうちどれに該当しますか。

〈回答者 155名〉

平成18年5月以前	112名	72%
平成18年6月以降	32名	21%
わからない	11名	7%



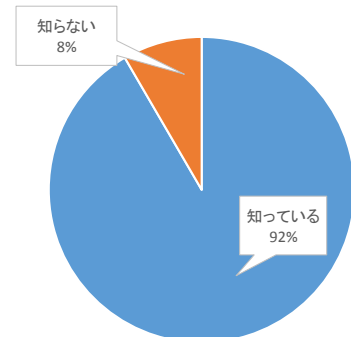
【予防課】

新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化される以前(平成18年5月)の住宅が約7割、義務化された後(平成18年6月)の住宅が約2割との回答を頂きました。

問3 住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることを知っていますか。

〈回答者 155名〉

知っている	142名	92%
知らない	13名	8%



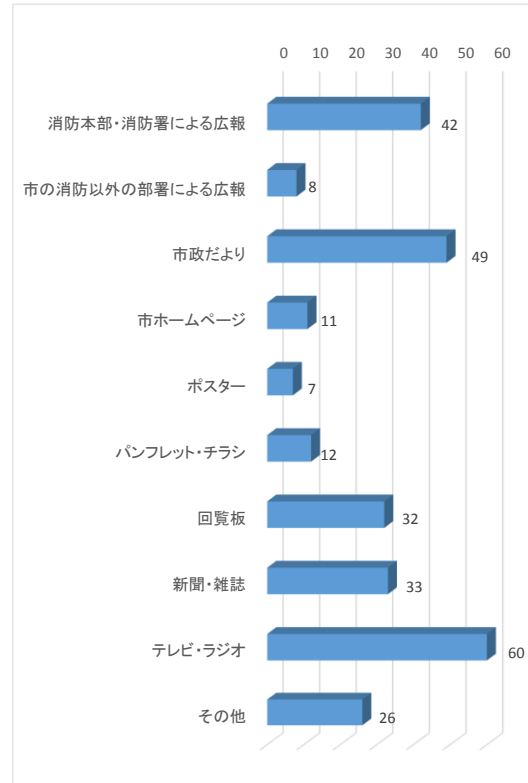
【予防課】

9割を超える方が住宅用火災警報器の設置が義務化されたことをご存知でした。

問4 問3で「知っている」と回答した方にお聞きします。
「住宅用火災警報器の設置義務化」を何で知りましたか。
《複数回答可》

〈回答者 141名〉

消防本部・消防署による広報	42名
市の消防以外の部署による広報	8名
市政だより	49名
市ホームページ	11名
ポスター	7名
パンフレット・チラシ	12名
回覧板	32名
新聞・雑誌	33名
テレビ・ラジオ	60名
その他	26名



※ 「その他」について、具体的にお書きください。

覚えていない。学生の頃授業で習った。メディアを通して。ハウスメーカー・施工業者から。増改築するとき大工さんから。自分(または家族)が消防団員だから。家電小売店。町内会の防災訓練。福島市へ転入前に住んでいた県外他市の広報。友人知人など周りの人たちの口コミ。家族が話していた。設備業者に関わっている家族から。所属企業からの周知。など

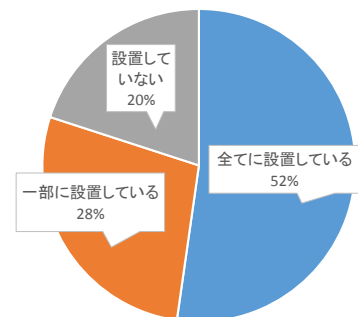
【予防課】

義務化を知り得た手段として、「テレビ・ラジオ」、「市政だより」、「消防本部・消防署による広報」、「新聞・雑誌」、「回覧板」の順となっています。

問5 条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分(寝室、寝室が2階以上にある場合は階段)全てに、住宅用火災警報器が設置されていますか。

〈回答者 155名〉

全てに設置している	81名	52%
一部に設置している	43名	28%
設置していない	31名	20%



【予防課】

住宅用火災警報器を「全てに設置している」、「一部に設置している」と回答した方を合わせると、設置率は8割という結果になりました。

問6

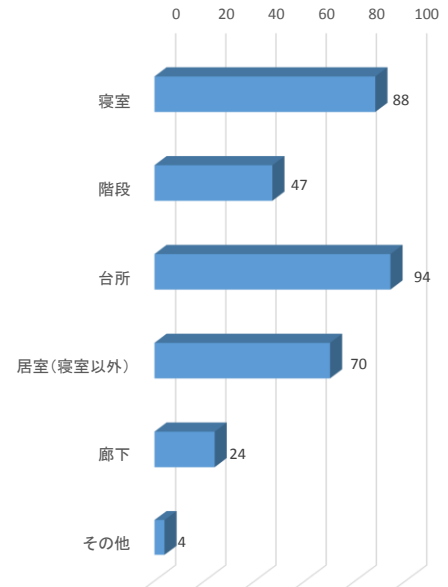
問5で「全てに設置している」または「一部に設置している」と回答した方にお聞きします。設置している場所はどこですか。《複数回答可》

〈回答者 124名〉

寝室	88名
階段	47名
台所	94名
居室(寝室以外)	70名
廊下	24名
その他	4名

※「その他」について、具体的にお書きください。

押入れ、トイレ、サニールームなど



【予防課】

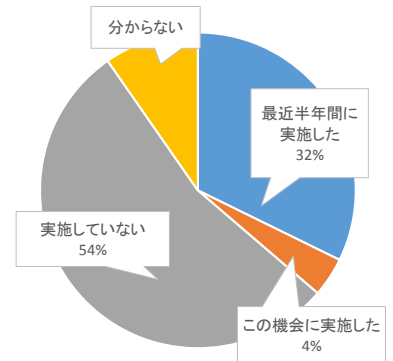
条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分(寝室、寝室が2階以上にある場合は階段)や、火を使用する機会が多い台所への設置が多いことが分かりました。

問7

問5で「全てに設置している」または「一部に設置している」と回答した方にお聞きします。最近半年間に住宅用火災警報器の作動確認を実施しましたか。

〈回答者 124名〉

最近半年間に実施した	40名	32%
この機会に実施した	5名	4%
実施していない	67名	54%
分からない	12名	10%



【予防課】

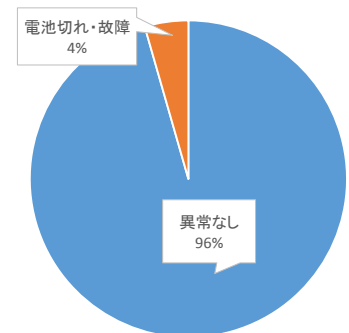
住宅用火災警報器を設置されている住宅の半数を超える方が、作動確認を実施されていませんでした。

問8

問7で「最近半年間に実施した」または「この機会に実施した」と回答した方にお聞きします。作動確認の結果はどうでしたか。

〈回答者 45名〉

異常なし	43名	96%
電池切れ・故障	2名	4%



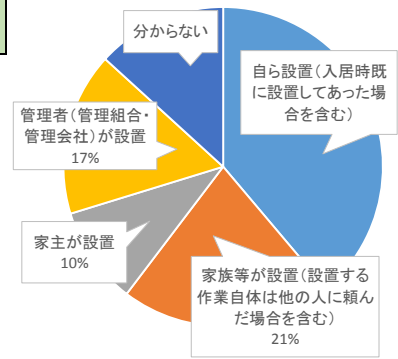
【予防課】

作動確認を行った結果、ほとんど「異常なし」という結果になりました。

問9 問5で「全てに設置している」または「一部に設置している」と回答した方にお聞きします。
設置に至った経緯は次のうちどれに該当しますか。

〈回答者 121名〉

自ら設置（入居時既に設置してあった場合を含む）	47名	39%
家族等が設置（設置する作業自体は他の人に頼んだ場合を含む）	26名	21%
家主が設置	12名	10%
管理者（管理組合・管理会社）が設置	20名	17%
分からない	16名	13%



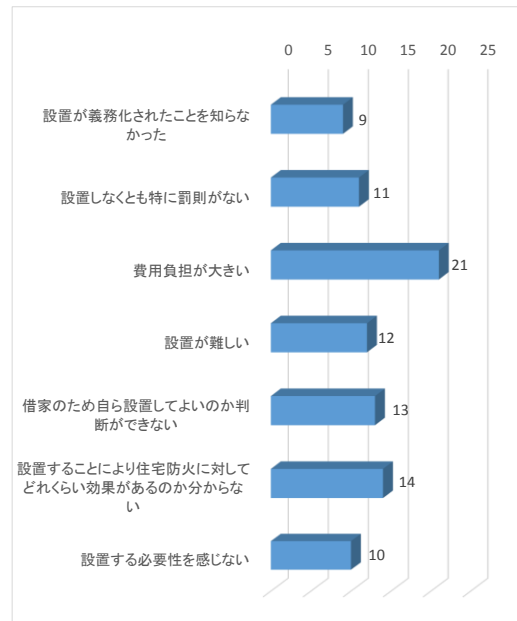
【予防課】

「自ら設置」と「家族等が設置」の合計が約6割、「家主が設置」と「管理者が設置」の合計が約3割という結果になりました。

問10 問5で「一部に設置している」または「設置していない」と回答した方にお聞きします。
条例に基づく設置に至らなかった経緯は次のうちどれに該当しますか。〈複数回答可〉

〈回答者 67名〉

設置が義務化されたことを知らなかった	9名
設置しなくとも特に罰則がない	11名
費用負担が大きい	21名
設置が難しい	12名
借家のため自ら設置してよいか判断ができない	13名
設置することにより住宅防火に対してどれくらい効果があるのか分からない	14名
設置する必要性を感じない	10名



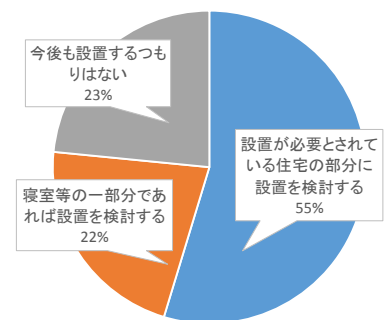
【予防課】

条例に基づく設置に至らなかった経緯として、「費用負担が大きい」「設置することにより住宅防火に対してどれくらい効果があるのか分からない」「借家のため自ら設置してよいか判断ができない」の順となりました。

問11 問5で「一部に設置している」または「設置していない」と回答した方にお聞きします。
今後、住宅用火災警報器の設置に関する対応についてお答えください。

〈回答者 64名〉

設置が必要とされている住宅の部分に設置を検討する	35名	55%
寝室等の一部分であれば設置を検討する	14名	22%
今後も設置するつもりはない	15名	23%



【予防課】

「一部に設置している」と「設置していない」の方からの回答は、約8割を占める方から「設置が必要とされている住宅の部分に設置を検討する」と「寝室等の一部分であれば設置を検討する」の条例に適合する部分に設置を検討するという回答がありました。

問12 住宅用火災警報器について、感想やご意見があればお書きください。

定期的に点検をする必要があるとわかっていますが、実際やっていません。年末大掃除の際に点検しようと思います。
設置費用を補助してほしいです。
定期点検義務はあるのか？
火災報知器の有効期限が設定されているので、恒久的、または、消耗部品など費用が軽減できるような機能を設けて頂きたい。
無料で設置してもらえるといいのではないか。
自宅の不在や高齢化に対応できるようWiFi機能 (自動で携帯や消防で通報するシステムが有ればいいのでは？)
えっ？点検と思い今回調べましたが、一戸建てのガイドライン、10年目安で交換しましょう。なんですね。戸建ては点検義務はありません。と書かれている記述が見つけれなかったの、分かりやすく案内あればいいな。と思いました。
あれば安心。
住宅用火災警報器は新築時には義務だが、古い家屋は随時(設置できる範囲で行う)と理解している。
義務になって欲しい。
住宅用火災報知器の普及が悪いのは、義務化ではなく、法制化しなければ、普及しません。札幌のガス爆発事故、消防署の10回の指導され、なにも改善されず今回の事故が起きました。防火管理者が、いれば、回避されました。3軒のテナントが同じく指導されていました。これは、法制化し、法令の順守されなければ、罰則を与えるべきです。指導により改善しましたの書類だけで、された側とした側が、なにもせず(査察年2回として5年)放置した結果です。消防署は、恥ずかしくもなく、平気で記者会見していました。書類が出たら、必ず、現場確認、改善されてなければ営業停止など、法的手段を執らなければ、悲しい火災事故は、なくなりません。
とても良い事だと思っています。
設置方法、設置したい場合はどこに連絡すればいいのかなどの認知できる広告があればなと思います。
設置したら、市が補助金出してくれるとか。
貸家なので大家さんに設置を促して欲しい。
何かがあった時に備えたほうがいい。お金かかるのは仕方ないこと。
火災警報器をつけても、感知する前に一酸化炭素中毒での身体麻痺で逃げることができなくなるとすれば設置する意味がないのではと思うが。この疑問に答える広報が弱いのではと思います。その代わり火災原因の除去に倍以上の気を使っている。
入居した時から付いていますが、一度も点検したことがありませんでした。この機会にやってみようと思います。また、市営住宅なので、市からも交換や点検のお知らせがあると助かります。検討していただけたら幸いです。
どのように点検すればよいかわからない。
アパートなので点検も定期的だが、実家など一般住宅はどうなのかなど知らないことが多い。
全室と言うのは無理を感じる。
安全対策として、全ての設置について前向きに検討したい。
連動型にすればよかったと思う。
購入して設置したのですが、ある時、モスキート音のようなものがして、外さないと止まらなくなってしまったので外しました。
住宅施工業者に対する義務化(罰則規定)の必要性があると思います。住宅建築申請時必要な事項を検査を実施する。
自宅ではないのですが、暑過ぎたりで警報がなった時に知り合いから相談を受けたことがあります。設置のみでなく、取り扱い方法や火事以外に警報がなる場合なども取り上げてはいかがでしょうか？もちろん火災時の対応が一番です。
問9の補足、ハウスメーカーから設置を促された為です。
大家が県外に居住。そのような人にも啓蒙していただきたい。
築後時間が経過し、新築か改築かを考慮しているので其の時に考慮検討中のため。
各家庭の生活に合わせた設置方法で良いと思います。我が家は、台所に近く、寝室に使用している和室にも近いリビングに設置していますので、1台でいいかなと判断しました。
設置はしているが、定期点検はしていません。どのようにして確認したら良いのか市政だより等に載せてほしいです。
警報機があれば、死傷者が出なかったケースが多いことを自覚して、定まった設置と訓練を行いたいと思います。

もう少し啓蒙活動したほうがよいのでは？
新築後10年目の住宅点検の際に、全ての警報器を新品に交換したのですが、自ら設置した場合は何年目を目処に交換すべきなのでしょう？
火災警報器の設置だけでなく、点検の声がけもお願いしたいと思います。特に他人に設置をお願いした場合、警報器の構造を知らないことが多いため、付けて安心で終わってしまいがちです。定期的な点検や方法についても定期的に周知していただきたい。
火災が多いので重要性の広報。
使い方の説明。
金銭的な問題で「設置は家に一つで十分」と言われました。金銭的負担がなければ喜んで設置するのですが…
個人で点検を行うのは、高齢者にとっては困難。定期的に点検を行うサービスなどがあるとよい。
設置時は費用が掛かり大変だったが、その後は電池交換くらいなので、設置して良かった。
広報などで知る方が多いようです。ただ知っても高齢の方はなかなか設置場所まで高さがあるため設置する手間があり、なかなか取り付けられないとのこと。けれど業者に頼むと高額になりホームセンターで購入するとやすいことも知っているのに、なかなかつけられないと言っていました(その方にはつけに行けましたが、そういう設置場所のことで悩んでいるご老人は多いのかも？と思います)。
悲惨な火災事故を見るたびに、住宅用火災警報器の取り付けにもっと強制力を持たせても良いと思います。本人だけでなく、周りの方に与える影響も大きい。火災の場合、もらい火からの保証がないと聞かされたら。
自宅は 最初から設置されてましたが 実家は 付けておりません。 老夫婦だけで 本当は必要な家ですが 自分では付けられず 業者を頼む 費用負担が 大変だと いずれ空家になるんだから 要らんと言っておりました。
火災警報器が設置されているかどうか不明。社宅扱で長期間借りているため、内容が不明。
問10の回答 設置当時は寝室として使用していなかったのが設置しなかったがその後寝室として使用するようになった。
安全安心でよいです。
家庭においても消防機関の査察を実施され、改善すべきは全て改善命令を出すべきだと思います。
条例について、テレビで見ただけで、大まかなことしかわからないので、わかりやすくもっと詳しく知りたい。
地域の消防団の斡旋で入手した。面倒でもまた、警報器の期限切れ等があるなら、それとなく消防団を通じてお知らせいただけるとありがたいと思う。
最近住宅火災で多くの家族が焼死している法に義務化されていることを曖昧にしているか知らないかと思う。PRが行き届かないのではないかと。強力なPRが必要。設置していない人には経費がどのくらいかかるかや経費がかかるため無視している人が多いのではないかと。キャンペーンを多く持って安価に出来るよう行政、関係機関が大々的に推進してはどうか。
高齢者だけで住んでる家では、費用の補助や自治体が設置した方がいいかも。
老人の方や結婚したばかりの若い方などは住宅用火災警報器義務化について知らない方がいると思うので、広報誌やテレビ・ラジオ等で知らせてほしいと思います。
消防より消火器の設置場所は「玄関」との指導あり。出火場所の台所に置いたのでは手が届かなくなる。また不在時の出火では近所の人がかけて使用することも可能。更に周知されたし。火災報知器については、我が家はスマホへお知らせ回線なので寝室でなく2階階段と台所に本体を設置してある。
少しでもいいので市で助成金制度など作って欲しい。
市でも設置費用の補助を検討してほしい。
火災による熱や煙で警報音が出るが、連動していないため他の部屋では分かりにくい。

【予防課まとめ】

皆様からの貴重なご意見を多数いただきありがとうございました。平成30年6月1日現在、福島市の住宅用火災警報器の設置率は75%で、全国平均(81.6%)を下回っている状況です。

今回のアンケートの結果から、平成23年6月にすべての世帯に住宅用火災警報器の設置が義務化されてから7年が経過し、住宅用火災警報器の義務化と重要性を理解され、認知度も高まっていることが分かりました。

これからの課題として、消防行政からの更なる積極的な広報活動やイベントを通じて情報を発信し、設置と適正な維持管理に繋がられるよう求められています。

今後も、市民の皆さまからの貴重なご意見を参考にしながら、より一層の火災予防とすべての世帯に住宅用火災警報器が設置されることを目指し、併せて適正な維持管理についての広報活動の取り組みを推進してまいります。ご協力ありがとうございました。



【お問合せ先】福島市役所

《アンケート内容に関して》

消防本部 予防課 予防係

〒960-8001 福島市天神町14番25号

電話:024-534-9103(直通)

メールアドレス:yobou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

《市政ネットモニター制度に関して》

市民安全部 市民協働課 広聴係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号)

電話:024-563-7488(直通)

メールアドレス:kouchou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

【市政ネットモニター対象】12月アンケート[住宅用火災警報器に関する調査について]

福島市の住宅用火災警報器設置率向上と、適正な維持管理に関する普及啓発広報の資料とするために実施します。

※回答画面のまま60分経過すると、それまで入力した内容は無効になりますのでご注意ください。

- [【参考リンク】住宅用火災警報器等の設置\(福島市ウェブサイト\)](#)

※ドメイン指定受信をご利用の方へ

項目名	入力内容
氏名 必須	<input type="text"/> [全角]
メールアドレス(再入力あり) 必須	<p>ご登録時のメールアドレスをご入力ください。 ※本アンケートの回答依頼が届いたメールアドレスをご入力ください。</p> <input type="text"/> [半角英数字] <input type="text"/> 再入力してください。
問1 必須	<p>お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。</p> <p><input type="radio"/> ア 一戸建て</p> <p><input type="radio"/> イ 共同住宅長屋建て等(賃貸)※アパート、賃貸マンションなど</p> <p><input type="radio"/> ウ 共同住宅長屋建て等(持ち家)※マンションなど</p>
問2 必須	<p>お住まいの住宅が建てられた時期は、次のうちどれに該当しますか。</p> <p><input type="radio"/> ア 平成18年5月以前</p> <p><input type="radio"/> イ 平成18年6月以降</p> <p><input type="radio"/> ウ わからない</p>
問3 必須	<p>住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることを知っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ア 知っている</p> <p><input type="checkbox"/> イ 知らない(問5へ)</p>
問4	<p>問3で「ア 知っている」と回答した方にお聞きます。</p> <p>「住宅用火災警報器の設置義務化」を何で知りましたか。◀複数選択可▶</p> <p><input type="checkbox"/> ア 消防本部・消防署による広報</p> <p><input type="checkbox"/> イ 市の消防以外の部署による広報</p> <p><input type="checkbox"/> ウ 市政だより</p> <p><input type="checkbox"/> エ 市ホームページ</p> <p><input type="checkbox"/> オ ポスター</p> <p><input type="checkbox"/> カ パンフレット・チラシ</p> <p><input type="checkbox"/> キ 回覧板</p> <p><input type="checkbox"/> ク 新聞・雑誌</p> <p><input type="checkbox"/> ケ テレビ・ラジオ</p> <p><input type="checkbox"/> キ その他 ※</p>
※「その他」と回答した方	<p>「その他」について、具体的に書きください。</p> <input type="text"/>

問5 必須	<p>条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分(寝室、寝室が2階以上にある場合は階段)全てに、住宅用火災警報器が設置されていますか。</p> <p><input type="radio"/>ア 全てに設置している</p> <p><input type="radio"/>イ 一部に設置している</p> <p><input type="radio"/>ウ 設置していない(問10へ)</p>
問6	<p>問5で「ア 全てに設置している」または「イ 一部に設置している」と回答した方にお聞きします。</p> <p>設置している場所はどこですか。《複数選択可》</p> <p><input type="checkbox"/>ア 寝室</p> <p><input type="checkbox"/>イ 階段</p> <p><input type="checkbox"/>ウ 台所</p> <p><input type="checkbox"/>エ 居室(寝室以外)</p> <p><input type="checkbox"/>オ 廊下</p> <p><input type="checkbox"/>カ その他 ※</p>
※「その他」と回答した方	<p>「その他」について、具体的にお書きください。</p> <div data-bbox="555 813 1121 925" style="border: 1px solid gray; height: 50px; margin: 5px 0;"></div>
問7	<p>問5で「ア 全てに設置している」または「イ 一部に設置している」と回答した方にお聞きします。</p> <p>最近半年間に住宅用火災警報器の作動確認を実施しましたか。</p> <p><input type="radio"/>ア 最近半年間に実施した</p> <p><input type="radio"/>イ この機会に実施した</p> <p><input type="radio"/>ウ 実施していない(問9へ)</p> <p><input type="radio"/>エ 分からない(問9へ)</p>
問8	<p>問7で「ア 最近半年間に実施した」または「イ この機会に実施した」と回答した方にお聞きします。</p> <p>作動確認の結果はどうでしたか。</p> <p><input type="radio"/>ア 異常なし</p> <p><input type="radio"/>イ 電池切れ・故障</p> <p><input type="radio"/>ウ 分からない</p>
問9	<p>問5で「ア 全てに設置している」または「イ 一部に設置している」と回答した方にお聞きします。</p> <p>設置に至った経緯は次のうちどれに該当しますか。</p> <p><input type="radio"/>ア 自ら設置(入居時既に設置してあった場合を含む)</p> <p><input type="radio"/>イ 家族等が設置(設置する作業自体は他の人に頼んだ場合を含む)</p> <p><input type="radio"/>ウ 家主が設置</p> <p><input type="radio"/>エ 管理者(管理組合・管理会社)が設置</p> <p><input type="radio"/>オ 分からない</p>

問10	<p>問5で「イ 一部に設置している」または「ウ 設置していない」と回答した方にお聞きします。</p> <p>条例に基づき設置に至らなかった経緯は次のうちどれが該当しますか。《複数選択可》</p> <p><input type="checkbox"/>ア 設置が義務化されたことを知らなかった</p> <p><input type="checkbox"/>イ 設置しなくても特に罰則がない</p> <p><input type="checkbox"/>ウ 費用負担が大きい</p> <p><input type="checkbox"/>エ 設置が難しい</p> <p><input type="checkbox"/>オ 借家のため自ら設置してよいのか判断ができない</p> <p><input type="checkbox"/>カ 設置することにより住宅防火に対してどれくらい効果があるのか分からない</p> <p><input type="checkbox"/>キ 設置する必要性を感じない</p>
問11	<p>問5で「イ 一部に設置している」または「ウ 設置していない」と回答した方にお聞きします。</p> <p>今後、住宅用火災警報器の設置に関する対応についてお答えください。</p> <p><input type="radio"/>ア 設置が必要とされている住宅の部分に設置を検討する</p> <p><input type="radio"/>イ 寝室等の一部分であれば設置を検討する</p> <p><input type="radio"/>ウ 今後も設置するつもりはない</p>
問12	<p>住宅用火災警報器について、感想やご意見があればお書きください。</p> <div data-bbox="549 904 1115 1019" style="border: 1px solid gray; height: 50px; width: 100%; position: relative;"> ↑ ↓ </div>

【ドメイン指定受信をご利用の方へ】

メールの設定でドメイン指定受信をご利用の方は、お手数ですが「@mail.city.fukushima.fukushima.jp」からのメールが受信できるように設定変更をお願いいたします。